

発行: 名古屋市精神障害者家族会連合会

会 長 常多 昇 編集:事務局長 堀場 洋二

事務局 TEL/FAX (052) 411-2890 平成 20 年 9月 26日(金) NO. 24号

## NHK放送受信料の免除 10月1日から精神障害者も対象に

名古屋市健康福祉局より9月25日に下記連絡が入り、かねてから要求していた「NHK放送受信料 免除制度の3障害同等」が実施の運びとなりました。その具体的な内容をお知らせします

### 日本放送協会放送受信料免除のための申請手続きについて

### 1. 免除対象者

- (1) 全額免除 精神障害者が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税(住民税) 非課税の場合に、全額免除となります。
- (2) 半額免除 手帳1級(重度)の方が世帯主である場合は、半額免除となります。

### 2. 申請手続き

- (1) 申請窓口は申請者の住所区の保健所保険予防課です。
- (2) 申請時に必要な書類等
  - ① 手帳
  - 2 印鑑
  - ③ 申請書(用紙は保健所窓口にあります)
  - (4) 確認書(用紙は保健所窓口にあります)

#### 3. 免除方法

- (1) 10月中に保健所に申請されたものについては、ご本人に代わって保健所からNHKに関係 書類を送付する予定です。
- (2) 以後は、保健所で申請書、確認書、封筒を受け取り、ご本人でNHKに申請する。NHKで 確認後、関係書類が送られてきます。

#### 4. 免除の開始月

- (1) 10月~11月に保健所が申請を受理した分で、12月中にNHKに到着したものについては、保健所の申請月にさかのぼって免除の対象となります。
- 例 ① 10月の申請分は10月から免除となります。
  - ② 11月の申請分は11月から免除となります。
  - ③ 12月以降の申請分はNHKの受理月から免除となります。

# 家族の方々に制度の周知徹底をお願い致します